

平成22年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

公債権を中心とした債権管理と府税賦課徴収事務について

総括表

【平成25年3月 26日現在】

項目	件数	監査の結果		件数	意見	
		措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回経過報告分)		措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回経過報告分)
税務賦課事務の検討	3	3	0	18 (2)	18 (2)	0
税務滞納整理事務の検討	0	0	0	12 (9)	12 (9)	0
税務事務に関するその他事項の検討	2	2	0	17 (4)	14 (1)	3 (3)
債権管理事務の検討(税金・貸付金以外の債権を対象)	2	2	0	19 (6)	14 (1)	5 (5)

(注1)監査の結果…①合規性、②③E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの

意見………監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2)措置………監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告………措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成 22 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<h3>第3 税務賦課事務の検討</h3> <p>第3 【3】個人事業税の検討</p> <p>4. 意見            (3) 納税通知書に対する明細書の添付を検討すべき</p> <p>個人事業税については、特有の非課税所得や事業主控除があるため税額計算が複雑であり、納税者の立場からは、課税所得の計算根拠が確認しづらい。  <u>実際、納税通知書に記載された課税所得の計算根拠に対する納税者の問い合わせから府による課税誤りが発見される場合もあり、適正課税を推進するとともに、より納税者の納得を得られるようにするために、府は課税所得の計算明細書を納税通知書に添付して納税者へ送付することを検討すべきである（意見番号4）。P50</u>            なお、課税計算の複雑性は個人事業税の制度そのものに起因するところでもあり、これについては、第5の【4】7. で個人事業税の課税要件等の見直しを国に要望することを求めている。</p>	<p>費用対効果を検討すると実施する必要性が低い。            代替措置として、平成 24 年度定期課税分から、複数の具体的計算事例の同封や府税ホームページへの掲載を行った。</p> <p>■個別計算明細書の作成・同封に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多額の費用が必要 4,700 万円            内訳・システム改修費用 4,630 万円            ・封入封緘・発送等の費用 80 万円増／年</li> <li>○税収増への寄与が不明 ⇒ 後の検証も困難。</li> <li>○早期の実施（例えば H24 年度定期課税分から）は困難。システム改修に相当の時間を要する。</li> </ul>	措置
<p>第3 【6】自動車税の検討</p> <p>4. 意見            (1) 定期的な課税免除対象車の現況確認をルール化すべき</p> <p>条例第 64 条により、以下のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さないこととされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 商品であって使用しない自動車</li> <li>二 消防専用自動車及び救急専用自動車</li> <li>三 私立学校が所有する自動車のうち、もっぱら生徒の教育練習の用に供するもの</li> <li>四 公益のため直接専用する自動車</li> </ol> <p>新規登録車両について当該課税免除を行う場合は、課税免除対象車であるについて調査を行っている。一方、新規登録の次年度以降の更新にあたっては、課税免除継続申請書に自動車の用途及び前年度の申請内容と相違ない旨を記載させるとともに申請者より内容を聴取しているものの、客観的に現況を確認できる資料の確</p>	<p>平成 25 年度から、継続申請に際して対象自動車の現況を客観的に確認できる資料として、対象自動車の写真、自動車検査証の写し及び運行日誌等の運行状況を確認できる書面の提出を求めることとし、必要な事務処理要領の改正を行った。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
認は行っていない。 <u>車両の形状が変更された場合には対象車両の現況写真を添付させるなど、客観的な資料により定期的に課税免除対象車であることを確認するよう、事務処理要領等に明記すべきである（意見番号 16）。P64</u>		

#### 第4 税務滞納整理事務の検討

第4 【2】滞納整理事務手続に関する検討  1. 財産調査について  (2) 意見 ① 各府税事務所内で、財産調査に係る内規等を設定すべき	<p>財産調査に関する方針として、本庁においては、各府税事務所等に徵収関係事務処理要領や滞納整理実務マニュアルを示している。これを受け、ある府税事務所では、財産調査の実施方針を内規として設定しており、当該内規を踏まえ、事案ごとにベテラン職員の経験に基づいて府税事務所内で照会範囲の調整を行っている。他の府税事務所では、内規を設けずに、職員が事案ごとに対応しているとのことであった。</p> <p>確かに、効果的かつ効率的に滞納処分を実施するためには、滞納者が悪質かそうでないか、といった点も考慮しつつ、事案ごとに柔軟に照会範囲を調整することは重要であると考える。しかし、各府税事務所においては、照会手続に一定の方向性を明確にすることが求められる。なぜならば、各府税事務所の担当職員間で照会範囲が著しく異なった場合、滞納者の居住地によって、財産の発見可能性が大きく左右され、税の公平性に著しく反すると考えられるからである。</p> <p>したがって、<u>各府税事務所内で一貫した、一定水準の公平性を担保できる内規等を設定すべきである（意見番号 19）。P71</u></p>	<p>現在、府税事務所における財産調査については、事案により個々に内容が異なるため照会範囲を内規として画一的に定めることは困難である。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり担当者間で照会範囲が著しく異なった場合は、財産発見の可能性が左右されることもあることから、平成 24 年 6 月 5 日付けで府税事務所長等に対し税務室長通知を行い、高額滞納事務処理要領や滞納整理マニュアル（担当者編）の再周知及び管理監督者の適切な滞納事案の進行管理を図るため、「府税滞納整理に係る適正な事務処理について」を示達し、徹底した。</p> <p>また、平成 24 年 9 月以降、引き続き事務所巡回を行い、財産調査について指導を行っていく。</p>	措置
第4 【2】滞納整理事務手続に関する検討	法第 15 条において、徵収猶予による分納については、一年以内の期間に限り、その徵収金を猶予することができる、と規定されている。また、当該条文に沿って、徵収を猶予する場合には、原則として、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が 50 万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合はこの限りでない（法第 16 条）。	平成 23 年 2 月に実施した事務所巡回において、50 万円以上の未処分事案 127 件について、差押さえをしないことの判断が妥当かどうかを確認し、そのうち 15 件について財産調査や差押執行など速やかに適切な措置を講じるよう指示した。	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
2. 差押えについて  (2) 意見 ①差押え未実施の事案について、差押えを行わないことが適切かどうか再度見直すべき	<p>一方、府の納税部門の方針においては、差押え等の強化と公売の推進として、「納税に応じない滞納者に対しては、債権や自動車など、あらゆる財産について積極的に差押えを行うとともに、差押え後に納付約束を履行しない滞納者については、速やかに換価処理を進める」ものとされている（平成 22 年度「税収確保推進計画」より）。</p> <p>今回、各府税事務所に往査し、これらの法令及び方針に準拠して滞納整理事務がなされているかどうかについて、サンプルベースで事案のレビューを実施した。その結果、次の事案が発見された。</p> <p>業績悪化に伴う、個人事業税の滞納に関するものである。財産調査において、反対債権としての借入があるため預金の差押えは難しい状況であることが判明しているが、6 件の保険契約が発見されており、保険契約の照会時点の解約返戻金見込額の合計額は滞納額を上回っていることから、差押えを行えば、完納に至る可能性は高い状況である。滞納者は分納を計画どおりに行っていないことが一度あったが、府は差押えを行わず、担保も取っていない。しかし、一度の不履行であり、これまでの納税交渉から、納税の意思を有する者と判断して、一括納付・分納の再履行等を前提とした納税交渉を継続中である。</p> <p><u>平成 22 年 9 月 22 日の監査往査時、当該事案においては、法令及び府の方針に沿って滞納整理事務が行われていなかった（ただし、それ以降 12 月 15 日までに、395 千円の追加徴収がある）。</u></p> <p><u>確かに、当該事案では、保険契約解約による滞納者の不利益を検討する必要はあるが、かかる点も考慮した上で、必要と判断する場合は速やかに滞納整理を行うべきであった。したがって、他の滞納事案について、これと同様な事象（差押えが可能であるが、判断により実行していない事象）の判断が妥当かどうか再確認を行い、法令及び府の納税方針に従った滞納整理事務が行われていることの再確認を行うべきである（意見番号 20）。P72</u></p>	<p>引き続き、事務所巡回において、このような事案がないか確認するとともに、適時的確な滞納整理を行うよう指導する。</p> <p>また、換価猶予の取扱いについては、平成 24 年 6 月 5 日付けで府税事務所長等に対し税務室長通知を行い、地方税法第 16 条第 1 項に規定する担保の徴取を行うことなど「府税滞納整理に係る適正な事務処理について」を示達し、徹底した。</p>	
第 4 【2】滞納整理事	国税徴収法と地方税法の規定による差押えの解除には、必ず差押えを解除しなければならない場合（国税徴収法第 79 条第 1 項）と、差押えを解除することができる	平成 23 年 2 月に実施した事務所巡回において、差押解除を行った事案（徴収金消滅によるものを除	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
<p>務手続に関する検討</p> <p>3. 差押えの解除について</p> <p>(2) 意見</p> <p>①差押え解除時には、より慎重に検討すべき</p> <p>場合（法第15条の2第2項、法第15条の5第2項）とがある。</p> <p>差押えの解除は、換価できる状態にある財産の処分を、将来にわたって失わせる行為であるので、不適切に差押えの解除がなされれば、徵収が非効率になり、ひいては有効性すら確保できなくなる可能性もある。そこで、差押えの解除が妥当であるかどうかについて、サンプルを抽出して事案のレビューを実施した。その結果、次の事案が発見された。</p> <p>今回の事案は、法令上、必ず差押えを解除しなければならない場合には該当しない。そのため、府による「差押えを解除できる場合」の判断が不適切ではなかったかどうかが焦点となる。</p> <p>すなわち、府の判断は、「地方団体の長は、換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときには、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。」とする法第15条の5第2項を根拠としているが、果たして、その判断が適当であったかどうか、次のとおり検討する。</p> <p>当ケースにおいて、差押えは年末に実施されており、取立ては1月にも実施される。また、債権の差押えは原則、その全額を差し押さえる（国税徵収法第63条）こととなっており、当ケースでは、税金に充てても残余金が生じることから、1月の取立て後にA社に残余金を返金することになる。</p> <p>したがって、その返金が年末（12月末）を越す状況であり、差押えにより、いわゆる年越しの資金を圧迫することとなりかねない状況であった。今回の判断は、A社及びその下請会社の状況を検討し、担当の徵稅吏員から所長までが十分に相談・熟慮した上での判断とのことである。その点において、当府税事務所の判断に一定の理解はできる。</p> <p>しかし、今回の差押えにより、A社の事業の継続を困難にするおそれがあるのかどうかについて、決算書や会計帳簿等の客観的証拠入手した上での判断が行われているわけではなく、当観点における検討手続が不足していると考えられる。</p> <p>また、当該法令を根拠として差押えを解除するに当っては、滞納者が地方団体の徵収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められる（法第15条の5第</p>	<p>く。）166件について判断が妥当かどうかを確認し、処理が適切でない41件について、速やかに適切な措置を講じるよう指示した。</p> <p>また、平成24年6月5日付けで府税事務所長等に対し税務室長通知を行い、差押解除が妥当かどうかの要件調査及び裏付資料の収集等を行うよう「府税滞納整理に係る適正な事務処理について」を示達し、徹底した。</p> <p>さらに、平成24年9月以降、引き続き事務所巡回を行い、差押解除の要件確認が適切になされているか指導を行っていく。</p>		

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>1項) ことが要件となるが、過去少なくとも9回以上分納の不履行を繰り返しているA社が誠実な意思を有しているとは考えにくい。</p> <p>したがって、今回のケースは、法第15条の5第2項を適用することが適当といえる状況ではなかったと考える。</p> <p>したがって、<u>今回の事案において、少なくともこの時点では、府は差押えを解除すべきではなかったと考えられ、今後、他の差押えを解除する事案については、客観的証拠を入手することを必須とするなど、より一層検討した上で実施すべきである（意見番号21）。P74</u></p>		
<p>第4 【2】滞納整理事務手続に関する検討</p> <p>4. 滞納処分の執行停止と停止後の調査について</p> <p>（2）意見</p> <p>①滞納処分の執行停止後の事後調査方法を見直すべき</p> <p>各府税事務所において、一定の滞納金額以上の者を対象として事後調査を実施している。金額基準及び調査件数は各府税事務所で様々であり、調査員の1時間当たりの調査額も異なる。</p> <p>事務所によっては、1時間当たり調査額も大きく、効率的に業務を行っているものの、結果的に執行停止を取り消した事案は極端に少なく、その後回収に至っていない。</p> <p>調査時間に係る一人当たりコストを2,100円/時間（注）と仮定した場合、平成21年度においては、全府税事務所合計3,762時間を事後調査に費やしており、約7,900千円の入件費を費やしたことになる。これに対して徴収額は2,280千円であり、効率的であるとはいえない。</p> <p>各事務所では、非効率であることを承知しているが調査により徴収が可能となるケースもあり中止にはできない、とのジレンマを抱えている。</p> <p>効率性の観点だけをとらえるとまったく調査しないということも考えられる。しかし、滞納処分の執行停止後3年以内に滞納者の財産状況が好転した場合等、停止の要件のどれにも該当する事実がない場合は、その執行停止を取り消さねばならず（法第15条の8第1項）、公平性の観点から鑑みても全く実施しないわけにもいかないと考える。</p> <p>なお、近隣の兵庫県、京都府も事後調査を行っているところである。</p> <p>滞納金額が高額であるが、回収額がゼロであるケースよりも、滞納額が少額であ</p>	<p>事後調査は、税の公平性を確保するため、非常に重要と認識し、業務を執行している。具体的には、効果的・効率的な調査のため、停止中の納税者が新たに自動車や不動産を取得した場合にはリストを作成し、その換価価値を確認することとしている。</p> <p>また、平成24年6月5日付けで府税事務所長等に対し税務室長通知を行い、上記リストにより新たな財産の取得等を確認した場合は換価価値等を調査の上、適切な措置を講じるよう「府税滞納整理に係る適正な事務処理について」を示達し、徹底した。</p> <p>さらに、平成24年9月以降、引き続き事務所巡回を行い、滞納処分停止後の事後調査が適切になされているか指導を行っていく。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
	<p>つてもそのうちの一部でも回収可能性が高いケースを調査する方が効果的である。前述のように、効率性の観点のみから廃止できないのであれば、有効性の観点に立った検討が必要である。</p> <p>したがって、<u>現場職員の経験等に基づいて、執行停止中の金額が少額であつたとしても、資産状況等が改善している可能性が高いと考えられる事案について、優先的に実施する方法を検討すべきである（意見番号 22）。</u>P75</p>	
<p>第4 【2】滞納整理事務手続に関する検討</p> <p>5. 身体障がい者の自動車取得税及び自動車税減免について</p> <p>(2) 意見</p> <p>①前年度より引き続き減免を適用する納税者への要件確認及び申請書未提出者の調査方法を見直すべき</p>	<p>減免申請書（継続用）を受け付けた後、各府税事務所は前年度の申請書と突合しているが、前年度申請書からの変更が無い場合における減免要件の確認調査の必要性は各府税事務所が独自に判断している。しかし、全府税事務所が同じ基準で調査すべきである。さらに、有効性の観点から府のコストを増加させずに不正減免を防止できる方法として、身体障がい者等にとっては負担となるが、各府税事務所が申請者に減免対象者の住民票の添付を求める方法も検討することが望まれる（意見番号 23）。P78</p> <p>確かに各申請者において住民票発行手数料として数百円のコストが発生することとなるが、各申請者はそれを大きく上回るメリット（年間約4万円の減免額）を享受できることからすれば、不合理とまではいえない。</p>	<p>減免要件の確認調査については、住民基本台帳ネットワークを活用して確認することとし、平成25年度からの実施に向けて、平成24年11月に条例改正を行った。</p> <p>減免申請書（継続用）（平成24年度分より自動車税減免更新申立書と名称変更）の提出がなかった者に対しては、まず提出の勧奨を行い、それでも提出のない場合は、減免非該当として納税通知書を送付している。</p>
	<p>一方、減免申請書（継続用）が提出されなかったケースの全件を対象として各府税事務所が調査を行う現状の方法は、非効率であると考える。なぜならば、未提出者全員に対する調査は多大なコスト（主として人件費）がかかり、効率的ではないからである。また、過去の調査の結果、未提出者の多くは非該当になった者であり、当年度は、納税義務者となっている場合が多いからである。</p> <p><u>提出されなかったケースは減免事項に該当しなくなったと推定し、一旦納税通知書を発送し、納期限内に納税がない者についてのみ、個別に接触を図る</u>という方法へ変更すべきである。ただし、身体障がい者への一定の配慮も必要であると考え、身体障がい者等が納税通知書受領後に再度申請すれば、</p>	

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
	<p>期限を過ぎていても、減免を認めることは可能と考える（意見番号 24）。P78</p>		
第4 <b>【3】各府税事務所等の滞納整理事務分担に関する検討</b>  1. 大阪自動車税事務所と各府税事務所における所在調査業務の連携  (2) 意見 ①大阪自動車税事務所と各府税事務所の所在調査業務を連携すべき	<p>府では、取扱い件数が多い自動車税を、効果的かつ効率的に管理するため大阪自動車税事務所を設けている。大阪自動車税事務所において、納税通知書、督促状及び催告書等の郵送物が返戻された時の所在調査方法は、次のとおりである。法的効力を有する納税通知書及び督促状が宛名不明等で返戻された場合には、大阪自動車税事務所から各府税事務所へ所在調査を依頼する。一方、催告書が返戻された場合については、大阪自動車税事務所の嘱託員が所在調査を実施する。</p> <p>このように、滞納者の所在調査の実施主体が一元化されていない。その理由としては次のとおり過去の事務手続改訂の経緯に起因するものであった。車検時に自動車税が未納であれば、車検を受けることができないため、車検時に納税する者が多い、という状況を踏まえ、平成 15 年度までは大阪自動車税事務所において、車検が過ぎるまでに催告等を行っていなかった。</p> <p>しかし、平成 15 年度以降、大阪自動車税事務所では車検時まで催告せず、放置すべきではない、と判断し、車検前であっても納期限が到来したものについては催告業務を行うこととし、当該業務を担当する嘱託員を雇用した。</p> <p>その結果、催告書の返戻分調査は、催告案件を増加させることになるため、当該嘱託員が担当している。</p> <p><u>所在調査業務については、市町村との連携が必要であり、原則として各市町村との地理的距離が近い各府税事務所に一元化し、効率化を図るのが妥当であると考える（意見番号 26）。P80</u></p>	<p>所在調査業務については、住民基本台帳ネットワークを活用して確認することとし、平成 25 年度からの実施に向けて、平成 24 年 11 月に条例改正を行った。</p>	措置
第4 <b>【3】各府税事務所等の滞納整理事務分担に関する検討</b>	<p>大阪府税規則第 15 条において、「府税事務所長は、徴収金を納付し、又は納入すべき者が他の府税事務所長の所管区域内に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が他の府税事務所長の所管区域内にある場合において必要があるときは、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又は財産の所在地を所管する府税事務所長にその徴収の引継ぎをすることができる」と定</p>	<p>平成 22 年 11 月に実施した事務所巡回において、「複数事務所にまたがる個別事案一覧表」（合計 43 件）について処理の確認を行ったところ、事務所間で異なる処理をしていた事案 16 件の大半は、滞納発生の時期が相違することから、それぞれの事務所</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
<p>2. 担当府税事務所の一元化について</p> <p>(2) 意見</p> <p>①複数の府税事務所で滞納額が発生したケースについて、担当府税事務所の一元化をすべき</p>	<p>められている。</p> <p>しかし、当該規則による府税事務所間の徴収の引継ぎが困難と認められる事情のあるものについては、徴収関係事務処理要領にて「指定徴収金制度」を設けて対応している。すなわち、「指定徴収金制度」とは、複数の府税事務所に発生した滞納ケースの一部を税務室に一元化し、税務室において徴収を行う制度である。</p> <p>大阪府税規則第15条は、引継ぎができるという旨の規則であり、指定徴収金制度も、困難と認められる事情があるもの、と規定されているため、引継ぎがなされずに複数の府税事務所において同じ滞納者に対して重複して滞納整理事務を行う事案もある。</p> <p>そこで、複数の府税事務所に滞納額が発生した滞納者に対して、効果的かつ効率的に滞納整理事務が行われているかどうか、滞納事案資料のレビューを実施した。その結果、次の事案が発見された。</p> <p>複数の府税事務所にわたり法人二税及び不動産取得税を滞納している府内に本社のあるC社に関するものである。D府税事務所、E府税事務所の両事務所において、電話により情報を共有する等して滞納整理事務が行われている。</p> <p>しかし、D府税事務所では、一旦差押えの解除を行ったものの、差押えの解除を実施しなかったE府税事務所に対して後日、交付要求を行っている等、同じ滞納者に対して、両府税事務所で異なる判断がなされていた。</p> <p><u>現状の規則をより実効的に運用するため、複数の府税事務所において滞納が発生したケースについては、何らかの基準を決め、いずれかの府税事務所でまとめて滞納整理事務を行うべきである（意見番号27）。P82</u></p> <p>その方が効果的かつ効率的な滞納整理事務を行うことができると考える。</p> <p>例えば、①滞納額が最も大きいエリアの府税事務所が一括して担当する、又は、②当該会社等の本社があるエリアの府税事務所が一括して担当する、あるいは、③滞納が最も早く発生した府税事務所が一括して担当する等、税務室において明確な基準を作り、各府税事務所間にまたぐ滞納整理事務をできるだけ減らし、効率化すべきである。</p> <p>これは、大阪自動車税事務所と各府税事務所にまたがる自動車税の滞納について</p>	<p>で交渉せざるを得ない状況のものであった。</p> <p>しかし、ご指摘のように差押えの解除等について、各所の判断が相違することのないよう、一層連携を図るなど適切な対応を行うように指導した。</p> <p>また、平成24年6月5日付けで府税事務所長等に対し税務室長通知を行い、事務所間で交渉経過等の情報の共有化や緊密な連携を行うよう「府税滞納整理に係る適正な事務処理について」を示達し、徹底した。</p> <p>今後も、複数の府税事務所に滞納が発生した事案については、滞納整理支援システムで確認できることから、引き続き事務所間の連携等が図られるよう指導していく。</p> <p>さらに、平成24年9月以降、引き続き事務所巡回を行い、複数事務所において滞納となっている事案について事務所間の連携が行われているか指導を行っていく。</p>	

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
	<p>も同様である。当該対応を行うことにより、今回のように、同じ滞納者に対して財産調査が複数事務所で重複して行われることもなく効率化が図れ、異なる判断が複数事務所からなされることもなく公平性も担保できると考える。</p>		
<b>第4 【4】滞納整理部門の組織に関する検討 3. 府内市町村との連携強化について (2) 意見 ①大阪市との連携強化を行うべき</b>	<p>個人府民税については、地方税法の規定により、市町村が賦課徴収を行っている。このため、府の管理下にはないともいえる。しかし、府は各市町村に完全に任せきりにするべきではない。そこで、府と府内市町村との税の徴収に関する連携について、資料の閲覧等を実施し、その方法について検討することとした。</p> <p>平成15年度以降、毎年、府内の市町村が参加する合同研修会が府税務室において開催されている。大阪市は、以前は研修会に参加していなかったが、平成19年度以降参加しており、府と大阪市の協力体制は整備しつつある。しかし、滞納整理事務に関していえば、府と他の市町村との間で実施されているような連携関係にまで至っていない。</p> <p><u>大阪市は個人府民税の税収に占めるウェイトが高いことから、なにわ南府税事務所が取り組んでいるように、各区の実情を把握した上で、滞納処分に関する情報交換を行うなど、早期に連携を具体化すべきである（意見番号30）。P89</u></p>	<p>これまで、本庁レベルで「大阪府・大阪市地方税徴収向上対策連絡会議」を設置し、合同公売や合同捜索を実施、平成23年度には個人市・府民税の特別徴収制度の推進にかかる取組みとして、府と市共同でポスター等を作成するなどの取組みを実施してきた。</p> <p>平成24年8月には、既存の府・市連携に係る検討体制を改組し、府税・市税全般に係る事項を検討・方針決定する「大阪府・大阪市税務事務連絡協議会」を設置した。</p> <p>また、同連絡協議会に「課税部会」、「徴収部会」、「サービス向上部会」及び「システム部会」を置き、府・市の賦課徴収事務の連携に関することや税収確保に関する取組について、それぞれの所管する部会で検討し、同連絡協議会に諮った上で、賦課・徴収全般の共同取り組みを推進することとした。</p>	措置

## 第5 税務事務に関するその他事項の検討

<b>第5 【1】府税を管理する情報システムに関する検討 4. 税務システム</b>	<p>「税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務」について、契約業者から、毎月、月次作業報告が提出されており、府は稼動工数の報告を受けている。</p> <p>前年度の計画対実績を把握し、そのギャップの要因を分析することにより、翌年度以降の作業計画において、過大積算の防止に役立ち、また、積算方法の見直しや事例の蓄積による積算精度の向上にも有効であると思われる。</p> <p>今回の監査にあたり監査人により平成21年度の当契約における実績工数と計画</p>	<p>平成24年度より、税務情報システム保守業務と税務情報システム全体の運用管理業務を分離し、それぞれの業務内容が確定した時点で積算して、業者と交渉の上、契約締結した。</p> <p>なお、迅速性、正確性、大量処理等といった税務情報システムの特殊要件に伴って、府の一般的</p>	経過報告
--	---	---	------

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
<p>開発・運用・保守委託の契約に関する事務について</p> <p>(2) 実績把握と翌年度算定への反映について</p> <p>②意見</p> <p>(A) 情報システム委託業務における実績と見積の積算との差の分析を適切に行い、翌年度への反映を行うべき</p>	<p>時点の工数（府積算によるもの、業者見積によるもの）を比較すると次のとおりである。実績工数と府による計画時の見積工数との間には 37.6 人月（契約前の府見積工数（下記表（B））の 24.5%）の工数差がある。</p> <p>工数差の原因は、府が想定していた技術レベルの技術者よりも上位（高単価）の技術者を業者では実際に登用していたことにより工数減少につながったものである、と府から説明を受けた。</p> <p>府における積算時の単価は府総務部 IT 推進課が設定している「積算ガイドライン」におけるシステムエンジニアの単価（839 千円/人月）を適用している。これに対して、業者による見積単価はシステムエンジニア 1,590 千円/人月、プログラマー 1,167 千円/人月であった。</p> <p>しかし、単価の差額がどの程度工数差に影響を及ぼしたのか詳細な分析は不可能であり、詳細な工数差分析を行うことができない。工数差分析を行わないことによりシステムの開発・導入・変更に対する納期や品質に対するリスクが増大し、過大な費用が発生する可能性がある。</p> <p><u>府は、業者の提案する技術者水準について府が積算時に予定している技術者水準と同等レベルにするよう業者へ求め、実績と見積との工数差の分析を適切に行うことにより、翌年度以降の計画工数策定や契約交渉に反映させることが望ましい。なお、府が積算時に使用する技術者水準では、当システムの委託業務を担当できない理由が合理的であれば、その業務に対する府の積算時における積算単価を見直す検討を行うべきである（意見番号 33）。P94</u></p>	<p>なシステム関係の積算単価を用いることが不適当な場合も想定し、本システムに関する独自の積算単価を検討する。その上で、実績と見積もりとの工数差の分析を行い、翌年度以降の計画工数策定や契約に反映させる。</p>	
<p>第 5 【1】府税を管理する情報システムに関する検討</p> <p>4. 税務システム開発・運用・保守</p>	<p>府では「税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務」において、工数と単価により総費用を見積もっている。単価については財団法人経済調査会発行の「積算資料」をもとに府の総務部 IT 推進課が設定した「積算ガイドライン」におけるシステムエンジニアの単価を使用している。</p> <p>府の設計書においては各作業工程の工数と単価を見積もり、総額を算出している。</p> <p>府による見積工数、単価及び総額と業者による見積工数、単価、及び総額の状況を比較したところ、工数が業者見積のとおりとすると、平成 22 年度における府の見</p>	<p>平成 24 年度より、税務情報システム保守業務と税務情報システム全体の運用管理業務を分離し、それぞれの業務内容が確定した時点で積算して、業者と交渉の上、契約締結した。</p> <p>なお、迅速性、正確性、大量処理等といった税務情報システムの特殊要件に伴って、府の一般的なシステム関係の積算単価を用いることが不適当な場</p>	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
委託の契約に関する事務について  （4）工数・費用の積算について  ②意見 （A）情報システム委託契約金額の設計書における精緻な積算、及び見積提案額との差異分析を行うべき	<p>積が過大ということになる。</p> <p>仮に工数につき業者見積が妥当だとした場合は平成 22 年度は工数の 12.4%、つまり実契約額のうち 15,078 千円の府の積算総額削減となり、契約額削減が可能となる。</p> <p>業者見積工数が少ない要因としては、要求された仕様を業者が正しく理解していなかったために過少見積をしたこと、又は総額を前提条件とし、単価を下げないために工数で実際の見積工数を下げたこと等も考えられる。このように総額のみで、業者の見積の妥当性を判断した場合は、システムの開発・導入・変更に対する納期や品質に対するリスクが増大し、過大な費用が発生する可能性がある。</p> <p>随意契約の場合においては、他社との見積比較が困難な契約が多く、さらなる留意が求められる。業者との信頼関係に基づく、こうした詳細な費用に関する情報収集や、調整・確認をあいまいにしたままで進めて来た状況があるのでないかとも思われる。</p> <p>また、平成 21 年度及び平成 22 年度の府設計書における見積工数及び見積単価はまったく同数であり、見積単価は府総務部 IT 推進課が予め設定した「積算ガイドライン」におけるシステムエンジニアの単価を使用するため、同数であることは理解できるものの、見積工数までも同数であることは理解しがたい。19 年間随意契約が続く A 社においては当業務のノウハウが蓄積していることにより、工数を削減可能であることも府は見込めるはずである。</p> <p><u>信頼関係を良好に維持するためにも、実態に即して、まずは、積算単価を見直すことが必要であるが、業者見積額と府積算額とのギャップ分析を明確にし、コスト削減に向けて府及び業者の双方が努力し、それが第三者にも理解できるようにする必要がある（意見番号 35）。P96</u></p>	合も想定し、本システムに関する独自の積算単価を検討する。その上で、業者見積額及び府積算額の相違を分析し、双方でコスト削減の調整を行う。	
第 5 【4】その他 3. 申告・申請等	<p>府は、個人事業税・法人二税・不動産取得税・自動車税の申告や申請書の受付を申告者の住所地に関係せず、いずれの府税事務所窓口でも行っているが、郵送による場合は各担当府税事務所へ郵送することが求められている。</p> <p>府税に関する申告・申請等の郵送受付窓口は、申告者の住所地を管轄する府税事</p>	大阪市内府税事務所再編を契機に相互郵送申告受付について検討したが、郵送文書には、納付義務の履行にかかる現金や証券等が封入されることもあることから、所管府税事務所へ送付を求めるべ	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
<p>の郵送受付窓口について</p> <p>(2) 意見 ①申告・申請書等の郵送受付をいずれの府税事務所でも実施するよう検討すべき</p>	<p>務所としている。</p> <p>しかしながら、複数の行政区域に関連する申告・申請書等を提出する場合には、行政区分によって郵送先を区分することは納税者の不便が生じると思われる。郵送についてもいずれの府税事務所窓口でも受け付けるよう検討すべきである（意見番号 43）。P105</p>	<p>きとした。また、窓口での受付分と異なり收受手続きや転送先事務所への区分整理等事務が煩雑であり、相互受付を可能とすることにより事務効率が悪化することから所管以外の府税事務所での郵送書類の受付は困難である。</p> <p>なお、所管以外の府税事務所に誤送付された文書については、これまでから該当事務所に転送している。</p>	
<p>第5 【4】その他</p> <p>4. eLTAXによるサービス提供について</p> <p>(2) 意見 ①eLTAXのサービス提供メニューを拡充すべき</p>	<p>地方税ポータルシステム（eLTAX）とは社団法人地方税電子化協議会が運営するシステムであり、地方税の申告、申請、納税などの手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムである。</p> <p>府が提供する eLTAX のサービスメニューは法人二税の電子申告のみで、その他の税目・手続については eLTAX のサービスを提供していない。</p> <p>eLTAX の導入により府の賦課徴収事務の業務効率が向上するとともに、納税者の利便性の向上が期待できるところであり、サービスメニューの拡充を検討すべきである。</p> <p>特に申請・届出のサービスについては、eLTAX 運用中の府内市町村のうち貝塚市を除くすべての団体が導入していることもあり、利便性向上の効果が大きく、システム改修等の費用も大きくないと考えられるため、早急にサービスを提供すべきである。</p> <p>また、電子納税についても、大阪市は導入しており、現状では大阪市税を電子納税しても府税は銀行等に赴いて納付する必要があることから、現状は納税者の利便性を損なっていると考えられる。システム改修等の費用を勘案する必要はあるが、電子納税サービスの導入を積極的に検討することが望まれる（意見番号 44）。P105</p>	<p>eLTAXについては、これまでの電子申告に加え平成 23 年 4 月 1 日から電子申請・届出等のサービスを開始した。</p> <p>電子納税については、既に導入している府県での利用実績や費用対効果、府の財政状況等を勘案しながら引き続き検討する。</p>	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
<b>第6 債権管理事務の検討（税金・貸付金以外の債権を対象）</b>			
<p>第6 【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(2) 児童扶養手当過誤払返還金</p> <p>②意見 (A) 制度利用者への制度内容の周知徹底が必要</p>	<p>児童扶養手当の受給資格の中には、資力に乏しい者も多いため、一旦支給された手当額の返還義務が生じても、返還が困難である状況にあることが多い。債権の発生を未然に防ぐためには、受給資格を喪失する場合の受給者からの申出が必要不可欠であり、受給資格の認定時での制度内容及び受給資格の周知徹底が重要である。</p> <p>この点、府では制度案内のリーフレットに受給資格喪失となるケースについて強調記載しており、また、資格喪失届が事後に提出されたことにより債権が発生している場合には、返還義務が生じている旨を認める署名を求めていた。こういった努力から、当債権の新たな発生額（調定額）は5年前に比べて約3千万円減少している。</p> <p><u>今後も引き続き、債権の発生を極力抑えるよう、制度内容の周知徹底努力を続ける必要がある（意見番号53）。P119</u></p>	<p>例年作成している「受給者のしおり」についてよりわかりやすい内容に改めたしおりを市町村等に配布するとともに大阪府のホームページにも掲載し、受給者に対する制度内容や受給資格の周知徹底を図った。</p> <p>さらに町村の担当者研修においても、制度や資格について受給者に周知していただくよう強調して依頼しており、今後も引き続き、積極的な周知を行う。</p>	措置

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 ※小文字記載は指摘事項の概要		措 置 等 の 状 況	対応
<p>第6 【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見 2. 個別債権に対する監査の結果及び意見 (7) 補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金 ②意見 (A) 法人の財政状態を把握し、継続的な回収努力が必要</p> <p>現在の返還状況は債権残高に対して5%以下であり、平成21年度の返済実績から算定すると、元本完済までに100年近く要することになる。しかし当法人に対しては府以外の多額の債権者も存在し、この中には一般債権である府債権より優先弁済権を有する債権もあるため、府が施設の差押え等による強制徴収を申し立てても実効性はない。</p> <p>当該債務が解消された後には、府への返済額が増加することが期待されることから、施設の入所者の生活に多大な支障をきたすことがないよう、法人の健全経営に配慮しつつ早期の返済を求めているところである。</p> <p><u>今後、法人の財政状態を把握しつつ、着実な回収努力を続けていく必要がある(意見番号60)。P129</u></p>	<p>債権回収計画の作成にあたっては、施設入所者の生活に支障がきたすことがないよう法人の財政等経営状況を勘案しながら協議をし、債権回収計画の回収目標額を定めた上で、着実な回収に努める。</p> <p>なお、24年度については、目標額どおり返済を受けている。</p>	経過報告	

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
第6 【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見  2. 個別債権に対する監査の結果及び意見  (8) 障害者扶養共済制度掛金  ②意見 (A) 回収可能性を判断して適時に不納欠損処分を行うべき	<p>平成21年度末時点の収入未済額一覧によると、最も長期間にわたって滞留している債権は昭和49年に発生した4,100円（3件）であり、加入者はそれぞれ昭和61年、平成元年、平成10年に脱退していた。債務者からの時効の援用がなかったため時効が成立していないことから不納欠損処分がなされていなかった。</p> <p>平成21年度末の収入未済額108,011千円のうち、脱退者に係る分は105,558千円であり、約98%を占めている。脱退者の滞納債権については、脱退した滞納者にとって滞納掛金を支払うことに何のメリットもなく、滞納債権の納入が期待できない。また、債権発生から35年以上も経過した債権であることから、債務者の中には民間の保険と同様、掛金を支払わないことによって自然と脱退したものと考え、今さら掛金を支払うことなど全く考えていない脱退者もいると予想される。</p> <p>このため、時効期間が経過した脱退者に係る滞納債権については不納欠損処分することが望まれるが、当債権は私債権であるため、債務者からの援用がなければ時効とならないことから、過去において不納欠損処分を行った事例がない。私債権の時効期間である10年が経過した債権等、  <u>回収可能性の乏しい債権については新条例に基づく債権放棄を行ったうえで不納欠損処分すべきである（意見番号61）。P131</u></p>	<p>指摘のあった時効期間を経過している脱退者に係る滞納債権については、現地訪問などを通じて債権ごとに実態把握を進め、回収可能性を見極めた上で、回収不能の債権については債権放棄に向けた取り組みに努めていく。</p>	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
<p>第6 【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見  2. 個別債権に対する監査の結果及び意見  (8) 障害者扶養共済制度掛金 ②意見 (B) 債権管理マニュアルを厳格に適用すべき</p> <p>大阪府障害者扶養共済制度条例（以下「条例」という。）第18条第3項及び同施行規則第14条によると、知事は加入者が掛け金の支払いを3ヶ月以上滞納したときは、加入者を脱退させることができると定められている。しかし府においては、当条例はあくまで「できる」規程であり、過去5年間において強制的に脱退をさせた例は7件に留まる。</p> <p>長期滞納者に対しても加入継続を認めてきたのは、制度趣旨に基づき障がい者をもつ家族の意思を尊重して個々のケースを考慮したためであり、加入者の全てに対して、公平に継続を認めてきた結果である。</p> <p>しかしながら、期間を区切らずに滞納者の継続加入を認めて、その間府が滞納者の掛け金を機構に支払い続けることは、通常納付者との公平性の観点から問題である。</p> <p>については、加入者の状況に十分配慮した納付指導に努め、度重なる指導をもっても納付意思を示さないような債務者に対しては、強制脱退させるなど「大阪府障がい者扶養共済制度債権管理マニュアル」を厳格に適用すべきである（意見番号62）。P132</p>	<p>指摘のあった加入者への納付指導については、加入者の滞納状況や生活実態を踏まえ、納付意志を示さない加入者については、脱退に向けた取り組みを実施していく。</p>	<p>経過報告</p>	

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
<p>第6 【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(8) 障害者扶養共済制度掛金</p> <p>②意見 (C) 債務者別・発生年度別の未収金の明細書を作成し、タイムリーな督促を行うべき</p>	<p>対象者が当月以前にも滞納している掛金がある場合にはこれらを別途集計した明細書を毎月、同封し債務確認及び督促を行っている。また、債務者別の督促状況については、情報システム上では詳細記述ができないため、情報システムから基本情報を出力し、督促に係る記録を別の様式に手書で転記し、債務者別にファイリングしている。当記録を閲覧したところ、債務者別の督促状況の把握は良好であった。</p> <p>しかし、脱退済みの者や過年度にのみ滞納がある加入者については、毎月の督促の対象にならず、タイムリーな督促が行われていない。</p> <p><u>月次で、債務者別・発生年度別の未収金の明細書を作成して、更なる債権管理の強化に努めるべきである（意見番号 63）。P132</u></p>	<p>指摘のあった月次の債務者別・発生年度別の未収金の明細書については、昨年度において作成した。今後の債権管理については、月ごとの督促に加え、未収金の明細書も活用していく。</p>	経過報告
<p>第6 【3】その他債権管理全般に関する指摘</p> <p>3. 財産調査結果の積極的な共有化を行うべき</p>	<p>府では、平成 23 年度より、一部の債権については、事業事務を行う主体と債権管理部門を区分し、債権管理を債権特別回収・整理チームに担わせることを予定している。</p> <p>当該チームの業務遂行により複数の債権を滞納している債務者の財産調査結果等の情報の共有を行うことができ、効率的な債権回収が可能になると考える。</p> <p>強制徴収公債権の回収にあたっては国税徴収法第 141 条を根拠とした「質問検査権」を有するため、回収時に得られた財産調査結果（例えば、個人の財産所有状況、連絡先、勤務先等）を強制徴収公債権同士の間では共有することは許されると考えられるが、非強制徴収公債権や私債権への共有はできないと考えられる。一方、「質</p>	<p>国税徴収法第 141 条を根拠とした「質問検査権」を有する「強制徴収公債権」の財産情報の共有について、</p> <p>総務省通知（H19.3.27 総務省自治税務局企画課長）によれば、「地方税法第 22 条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財務情報を利用することは指し支えない。」となっている。</p> <p>府税では、滞納処分を執行するために認められて</p>	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>問検査権」を有さない非強制徴収公債権や私債権については、他の私債権や非強制徴収公債権の回収のために利用することは許されないと考えられる。</p> <p><u>当チームにおいては個人情報の保護に必要な措置を取ることはもちろんであるが、法的に可能な範囲で財産調査結果については各債権間で共有化を図り、債権管理・回収に努めるべきである（意見番号 66）。P134</u></p>	<p>いる「質問検査権」で知り得た滞納者の財産ほかの情報の取扱いに関しては、極めて慎重かつ厳格に対応する立場を探っており、現時点では、地方税法第22条に定める守秘義務を遵守することとしている。債権特別回収・整理グループでは、税債権の取扱いは行っていないが、今後も他の強制徴収公債権が引継がれても、税情報を活用することは想定していない。</p>	